

議案第11号 港区立産業振興センター条例の制定について

令和4年4月1日に開設する港区立産業振興センターを公の施設として設置するに当たり、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定します。

1 条例（案）の概要

(1) 目的（第1条）

中小企業の支援、人材の育成及び新たな事業の創出を図るための交流と連携の場として、企業、人及び地域の力を結び付け、もって区内産業の振興及び地域の活性化に寄与するため、港区立産業振興センター（以下「センター」といいます。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(2) 名称及び位置（第2条）

- ア 名称 港区立産業振興センター
- イ 位置 港区芝五丁目36番4号

(3) 事業（第3条）

- ア 中小企業の経営支援に関すること。
- イ 中小企業の人材育成及び人材確保の支援並びに中小企業への就労の支援に関すること。
- ウ 中小企業の勤労者福祉の向上に関すること。
- エ 創業及び新たな事業の創出の支援に関すること。
- オ 企業間及び企業と大学その他の研究機関の連携支援に関すること。
- カ 産業情報及び観光情報の収集及び発信に関すること。
- キ センターの施設の利用に関すること。
- ク 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(4) 施設（第4条）

- ア ホール
- イ 研修室
- ウ 会議室
- エ ワークルーム
- オ 勤労者交流室
- カ コワーキングスペース
- キ ビジネスサポートファクトリー

(5) 休館日及び開館時間（第5条及び第6条）

- ア 休館日
1月1日及び12月31日
- イ 開館時間
(ア) 月曜日～土曜日 午前9時から午後9時30分まで
(イ) 日曜日 午前9時から午後5時まで

- ウ 休館日及び開館時間の特例
区長が必要と認めるときは、休館日及び開館時間を変更し、又は臨時に休館することができるものとします。

(6) 利用できるものの範囲 (第7条)

センターの施設を利用できるものの範囲は、次のとおりとします。

なお、センターにおいては、人や企業等との交流と連携を拡大し、新たなビジネスチャンスの創出や課題解決を図る観点から、区内以外のものの利用も可能とします。

ア ホール、研修室、会議室及びワークルーム

(ア) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。以下同じです。）及びその者を主な構成員とする団体

(イ) 中小企業者の従業員を主な構成員とする団体

イ 勤労者交流室

中小企業者の経営者、事業主又は従業員

ウ コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリー

個人及び法人その他団体

(7) 利用の承認 (第8条)

センターの施設を利用しようとするものは、あらかじめ区長の承認を受けなければなりません。

(8) 利用の不承認 (第9条)

区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認をしません。

ア 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

イ 管理上支障があると認めるとき。

ウ 前2号に掲げる場合のほか、区長が特に不相当と認めるとき。

(9) 利用料金 (第10条)

ア センターの利用の承認を受けたもの（以下「利用者」といいます。）は、指定管理者に対し、センターの施設及び付帯設備の利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を、区規則で定める時期までに支払わなければなりません。

イ 利用料金の額は、次の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めることとします。

(ア) 団体利用の場合

種別		区分及び金額		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
ホール	ホール大	6,300円	8,500円	8,500円
	ホール小	3,700円	4,900円	4,900円
	ロビー1	3,100円	4,100円	4,100円
	ロビー2	1,200円	1,600円	1,600円

ホール (続き)	控室1	300円	400円	400円
	控室2	400円	500円	500円
	控室3	200円	200円	200円
	配膳室	300円	400円	400円
研修室1		3,500円	4,600円	4,600円
研修室2		2,300円	3,000円	3,000円
会議室1		1,300円	1,800円	1,800円
会議室2		1,200円	1,600円	1,600円
会議室3		800円	1,100円	1,100円
会議室4		800円	1,100円	1,100円
ワークルーム1		1,400円	1,900円	1,900円
ワークルーム2		1,200円	1,600円	1,600円

※ホール、研修室、会議室及びワークルームの夜間の利用は、月曜日から土曜日までに限るものとします。

※区内以外のものが利用する場合の利用に係る料金は、倍額とします。

※営利を目的として利用する場合の利用に係る料金は、倍額とします。

(イ) 個人及び法人会員利用の場合

種別	区分	単位	金額 (1人につき)	
コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリー	個人会員	時間利用	一時間	450円
		一日利用	一日	1,800円
		定期利用	一月	18,000円
	法人会員	定期利用 (登記なし)	一月	18,000円
		定期利用 (登記あり)	一月	23,400円

※コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリーの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとします。ただし、日曜日にあっては、午前9時から午後5時までとします。

ウ 付帯設備の利用料金の額は、付帯設備ごとに1回の使用につき、1,500円を上限として区規則で定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めることとします。

エ 利用料金は、指定管理者の収入とする利用料金制を採用します。

オ 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て、第2項のセンターの施設の利用に係る料金のうち、コワーキングスペース及びビジネスサポートファクトリーの個人会員の時間利用及び1日利用の額について、その額から100分の15以内の額を割り引いた回数券を発行することができるものとします。

(10) 使用料 (第11条)

センターの施設のうち、勤労者交流室については、勤労者の福利厚生の一環として提供するため、使用料は無料とします。

(11) 利用料金の減免及び利用料金の還付 (第12条及び第13条)

指定管理者は、区規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができるものとします。また、既に納付された利用料金の全

部又は一部を還付することができるものとします。

(12) 利用権の譲渡等の禁止及び施設の変更禁止 (第14条及び第15条)

利用権の譲渡、転貸の禁止、及び区長の承認を受けずにセンターの施設に特別な設備をし、又は変更を行うことを禁止します。

(13) 利用承認の取消し等 (第16条)

区長は、次の場合に該当すると認める場合、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができます。

ア 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。

イ この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

ウ 災害その他の事故により、センターの施設の利用ができなくなったとき。

エ 工事その他の都合により、区長が必要と認めるとき。

(14) 原状回復の義務及び損害賠償の義務 (第17条及び第18条)

利用者がセンターの施設の利用を終了したときの、原状回復義務を規定します。

利用者がセンターの施設、設備等に損害を与えたときの、損害賠償の義務を規定します。

(15) 指定管理者による管理 (第19条から第25条まで)

公の施設の管理運営事項として、区のその他の公の施設に規定されている一般的な事項を規定します。

指定管理者が使用の承認を行う使用許可権限を付与します。

利用料金制の採用、使用許可権限の付与に伴い、必要な読み替えを規定します。

(16) 委任 (第26条)

この条例の施行について必要な事項は、区規則で定めます。

(17) 付則

この条例は、区規則で定める日から施行します。ただし、第21条から第24条まで及び第26条の規定は、公布の日から施行します。

施設開設日前に施設の予約ができるよう利用の承認、利用料の徴収が行えるよう規定します。

センターの開設日に合わせて、港区立勤労福祉会館条例及び港区立商工会館条例を廃止します。

2 今後のスケジュール (予定)

令和2年4月上旬	港区立産業振興センター指定管理者候補者の公募
9月	令和2年第3回港区議会定例会 港区立産業振興センター指定管理者指定議案提出
令和4年4月1日	港区立産業振興センター開設